

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 6 月 18 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 6 階
札幌市建設局総務部道路認定課用地管理係 （電話）011-211-2457
メールアドレス doronintei-yochikanri@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
建設局総務部道路認定課業務用車両借受（月額契約）
- (2) 調達案件の数量
1 台
- (3) 調達案件の仕様等
仕様書による。
- (4) 借受期間
令和 7 年 9 月 15 日から令和 12 年 9 月 14 日まで（60 ヶ月）とする。
ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
- (5) 納入期日
令和 7 年 9 月 15 日
- (6) 納入場所
指定場所（札幌市内）
- (7) 入札方法
月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。

なお、入札説明書等は札幌市建設局ホームページにおいてもダウンロードできる。

- (2) 入札書の提出期限

令和7年7月2日（水）16時00分（必着）

※ 一堂に会し入札箱に投函する方式ではなく、入札書を事前に提出する方式のため、留意すること。

- (3) 開札の日時及び場所

令和7年7月3日（木）11時00分

建設局会議室（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎6階）

- (4) 入札書の提出方法

持参又は送付により提出すること。（電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。）なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封側に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年7月3日11時00分開札「建設局総務部道路認定課業務用車両借受（月額契約）」の入札書在中」の旨を記載し、上記1あてに令和7年7月2日（水）16時00分（必着）までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年7月3日11時00分開札「建設局総務部道路認定課業務用車両借受（月額契約）」の入札書在中」の旨を記載し、上記1あてに令和7年7月2日（水）16時00分（必着）までに送付しなければならない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札。

イ 上記4(2)の入札書の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札。

- (4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記3に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（別紙3）を提出しなければならない。

電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

(7) 詳細は入札説明書による。